

小平市立学校給食センター更新事業
実施方針・要求水準書（案）への質問及び意見の回答

平成31年3月

小平市

実施方針に係る質問回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問	回答
1	10	第2	2	(1)					募集及び選定スケジュール	現地見学の機会は設定されないのでしょうか。予定されていない場合は、提案検討するうえで現地見学は重要なため機会を設けていただけないのでしょうか。	入札公告後に現地説明会及び配膳室の説明会について機会を設定する予定です。詳細は入札説明書にて提示します。
2	19・24	第3	2						予想されるリスクと責任分担 資料1 リスク分担表 No.15	現給食センターにおいて、廃水処理施設からの臭気に対する苦情があった旨ご回答いただいておりますが、新給食センターにおいて、法令、要求水準に沿った施設を整備し、適切に維持管理を行っていても寄せられた住民からの苦情への対応は貴市のリスクとの認識でよろしいでしょうか。近隣住民からの苦情に対応するリスクを全て事業者負担とされますと、リスク範囲を限定できなくなります。	苦情の原因により、協議します。
3	21	第6	1		③				事業契約が解約された場合の損害賠償	リスクが顕在化し、落札者の帰責により契約が解除された場合の違約金条件について、想定されているものがございましたらお示しいただけないでしょうか。落札者の帰責により契約が解除となり違約金の支払い義務が生じた場合、落札者が「連帯して」違約金負担義務を負うこととされますと、事業者にとっては予見できない過大なリスクとなり、本事業への取組が困難となります。	入札説明書等の公表時に提示します。
4	25								資料1 リスク分担表 資金調達リスク (No.33)	資金調達リスクの負担者として貴市も主分担となっておりますが、年度ごとの出来高払いや前払い等、施設整備費の一部は割賦によらない支払いがあるとの理解でよろしいでしょうか。また、一時払いに補助金等を充当することを想定されている場合、補助金の金額が変動するリスクがあると思慮します。想定より補助金が少なかった場合、不足額を貴市が用意されるのか、割賦払の金額を増加(事業者の資金調達額の増加)されるのか、いずれの方法を想定されているのか、ご教授願います。	入札説明書等の公表時に提示します。

実施方針に係る意見回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	意見	回答
1	24								資料1 リスク 分担表 金利 変動リスク	設計及び建設、工事監理業務に係るサービス対価のうち割賦分に係る基準金利については、施設引渡日の2営業日前に確定する建付けにてお願いできませんでしょうか。万一、天候不順や不測の事態等による工期延長に伴い金利決定日以降に引渡日が遅延した場合、金融費用(ブレイクファンディングコスト等)が発生する為です。	割賦手数料の算定に用いる基準金利の設定方法は、入札説明書等の公表時に提示します。

要求水準書(案)に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問	回答
1		4	第1	3	(3)	③	ク			修繕業務	厨房機器も修繕業務の対象に含まれるとありますが、その更新(厨房機器そのものの入れ替え)も業務の対象に含まれるのでしょうか。	厨房機器の入れ替えは業務の範囲外とし、入れ替えが必要となった場合は本市の負担による行うこととします。事業者は、部品交換含め、運営業務に支障のないよう適切に修繕を行ってください。ただし、事業期間中に厨房機器の入れ替えが発生しないよう、計画的に予防修繕を行ってください。
2		9	第1	6	(1)	②	ア			敷地の現況	都市計画道路用地部分については建築物だけではなく、将来都市計画道路が供用されても本施設が支障なく運用できる形で計画すると考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
3		9	第1	6	(1)	②	ア			敷地の現況	都市計画道路用地内は本事業の整備対象になりますでしょうか。また整備対象となる場合どのような整備をお考えでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:平成31年1月に公表した「実施方針(案)等に係る個別対話結果」No.42後段をご参照ください。
4		9	第1	6	(1)	④				提供食数と調理能力	小学校の改修・改築を行う場合にセンターより給食提供とありますが、改修・改築予定の小学校が決まっておりますらご教示頂けないでしょうか。	現時点では未定です。
5		9	第2	1	(1)	①				全体配置	敷地出入口は現況2か所あることから、本事業においても現状の2か所の出入口を利用した計画が可能と考えてよろしいでしょうか	可能です。
6		9	第2	1	(1)	①				全体配置	前面道路に対する車両の進入、退場において右折禁止等の制約があればご教示ください。	特に制約はございませんが、車両の出入りの際に郵便局の駐車場の駐車車両等に配慮してください。
7		19	第2	1	(4)	①	エ		b	受変電設備	本事業は施設内で課金対象になるものがない為、検定付のメーターを導入しても、計量法による計器の更新は不要という考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、太陽光発電設備による売電を行う場合は、売電用メーターについては計量法による計器の設置及び更新が必要となりますが、当該メーターの設置及び更新費用は本市の負担となります。
8		22	第2	1	(4)	④	イ		b	防虫防鼠設備	排水溝の出口に備える蓋とは、柵の蓋のことでしょうか。	排水溝への出口に設置し、排水管を通じた虫等の侵入を防止してください。
9		22	第2	1	(4)	④	イ		c	防虫防鼠設備	吸気口、排気口については、格子幅1.5mm以下の防虫ネットを備えることとありますが、ガラルの位置によっては、防虫ネットの清掃が難しく、防虫ネットが詰まり換気量が不足する可能性があります。ダクト内に清掃が容易なフィルターユニット等を設置し防虫対策を施せば、メッシュ幅を変更する提案は可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
10		29	第2	2	(1)	⑥	カ			調理員用食堂	「力調理員用食堂」において、「会議室との兼用も可とする」とありますが、調理員更衣室に併設して調理員用休憩室を設けて調理員食堂と兼ねる計画でもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
11		30	第2	2	(1)	⑦	ア		b	会議室	ホワイトボード及びカーテン又はブラインド等を設置と記載がありますが、これらの備品については、什器備品リストにはないため、施設と一体化するものであり、建設業務に含むものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。なお、什器・備品として調達する場合は、什器備品リストに記載してください。

要求水準書(案)に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問	回答
12		32	第2	2	(1)	⑭				排水処理施設	学校から飲み残し等の牛乳を回収する予定はございますでしょうか。また、回収された牛乳は、廃棄処分され、給食センターの排水処理施設には流入しないとの認識で宜しいでしょうか。流入する場合、通常の牛乳を流入しない排水処理施設と比べて建設費コストが膨大になります。	平成31年1月に公表した「実施方針(案)」に係る個別対話結果№.22前段をご参照ください。
13		36	第2	2	(2)	③	オ		c	炊飯機	P26③b「5,000食の米を3日分程度保存できる施設・設備」と、P36「米庫にて1～2日分程度の保管スペース」とございますが、どちらにあわせて御計画したほうがよろしいでしょうか、ご教示ねがいます。	平成31年1月に公表した「要求水準書(案)」に係る質問回答№.16をご参照ください。
14		44	第3	3	(5)	③			b c	配送校配膳室	各配送校配膳室に牛乳とデザートを保管する保冷庫を設置するとありますが、以外の備品類(イン棚やシンク等)については業務(更新)対象外という解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。
15		52	第4	1	(9)	⑤				関係諸機関への届出・報告	敷地内に都市計画道路を敷設するとのことですが、本件に関わる諸機関への届出は市の業務と理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16		53	第4	2	(3)				b	クレーム対応	ここでいう「クレーム、要望等」とは、aの「市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合」のこととの認識でよろしいでしょうか。	「市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合」を含みますが、それに限りません。
17		53	第4	2	(3)				b	クレーム対応	クレーム、要望等には法令の範囲内かつ社会通念上合理的と考えられる範囲内で対応すればよく、これを超えるクレーム、要望等への対応については、貴市のリスク負担との認識でよろしいでしょうか。	クレーム、要望等の内容により、必要な対応を協議します。
18		53	第4	3	(2)					定期保守点検業務	シーズンイン・シーズンアウト調整は、冷温水発生器など、夏期冬期の前後で行うことが一般的な設備等のうち、事業者の判断で必要なものについて行えばよいとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとしますが、要求水準書に定める性能・機能を保つことができるよう留意してください。
19		54	第4	3	(3)				b	クレーム対応	ここでいう「クレーム、要望等」とは、aの「市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合」のこととの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問回答No.16をご参照ください。
20		54	第4	3	(3)				b	クレーム対応	クレーム、要望等には法令の範囲内かつ社会通念上合理的と考えられる範囲内で対応すればよく、これを超えるクレーム、要望等への対応については、貴市のリスク負担との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に係る質問回答No.17をご参照ください。
21		54	第4	4	(2)					備品の管理	備品の管理方法については、貴市の所定のシールを現物に貼る等はなく、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	本市所定の備品シールを貼って、適切に管理してください。
22		57	第4	7	(2)	①			c	日常清掃業務	配送校配膳室の日常清掃業務の内容は、71ページ第5 6(2)hを指すとの認識でよろしいでしょうか。	71ページ第5 6(2)hに限らず、適切に日常清掃を行い、衛生環境・美観を保ってください。
23		57	第4	7	(2)	③			c	特別清掃業務	長期休暇期間中に実施する特別清掃とは、どのようなものを想定されているのか、ご教授願います。	要求水準書(案)(平成31年2月15日修正版)p.57第4 7(2)③cをご参照ください。

要求水準書(案)に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問	回答
24		57	第4	7	(2)	③			c	特別清掃業務	配送校の配膳室の特別清掃に関し、実施にあたっては各校による立会を想定されていると思慮しますが、曜日や時間帯等はどうに想定されているかお示ください。長期休暇期間中とはいえ、各校によって状況や要望が違うことが想定されます。	特に立会いは想定しておりません。
25		57	第4	7	(2)	③			c	特別清掃業務	配送校の配膳室の特別清掃に関し、各配送校との日程調整は貴市にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
26		57	第4	7	(2)	③				特別清掃業務	外壁・外部建具は必ずしも年1回もの頻度で清掃する必要は無いのではないかと思います。選定する外壁材の耐汚染、耐候性も踏まえ、外壁・外部建具を含むここに記載されている対象箇所は、概ね年1～2回程度を目安に衛生的な環境を維持するために必要な頻度・回数を事業者の判断において適切に設定し実施すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
27		57	第4	7	(5)				a	臭気測定業務	法令上、維持管理期間中の臭気測定は求められていません。また、適切な維持管理を行っていただければ脱臭装置の所期の性能は維持でき、悪臭防止法の規制基準を逸脱することも考えにくいことから、臭気測定の必要性は無いと思われます。どのように臭気測定を行なうかによって費用も大きく異なることから、a及びbを削除されるか、近隣への対策上貴市として臭気測定が必要と判断されるのであれば、測定方法や対象項目、実施回数、時期等を明確にしてくださいでしょうか。	測定方法：現地調査による大気捕集及び三点比較式臭袋及び昭和47年環告第9号に示される方法。 対象項目：臭気濃度及び特定悪臭物質。 実施回数：年1回以上。 時期：給食提供期間中で、市との協議による。
28		58	第4	7	(6)				a	騒音測定業務	法令上、維持管理期間中の騒音、振動測定は求められていません。また、適切な維持管理を行っていただければ施設の所期の性能は維持でき、騒音規制法、振動規制法の規制基準を逸脱することも考えにくいことから、騒音、振動測定の必要性は無いと思われます。a及びbを削除されるか、近隣への対策上貴市として騒音、振動測定が必要と判断されるのであれば、測定方法や実施回数、時期等を明確にしてくださいでしょうか。	測定方法：調査地点に騒音計を設置し「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に掲げる方法。 実施回数：年1回以上。 時期：給食提供期間中で、市との協議による。
29		59	第4	9						修繕業務	大規模修繕は、市が直接行うとございますが、例えば施設を熟知している建設企業や維持管理企業が大規模修繕を実施できる可能性はございますでしょうか。	事業者にて提案していただくことは可能です。なお、市は事業期間中に大規模修繕が発生することは想定していません。
30		65	第5	3						表4	「表4食材の納品時間の想定」に翌日使用食材の納品時間は10:00～15:00とありますが、「資料27 検取簿」には前日納品の食材は一律で納品時間10:00とあります。午後に入荷する食材はございませんか。	「資料27 検取簿」は、現学校給食センターで使用している様式の参考資料です。新学校給食センターにおける納品時間は、原則午前中を想定していますが、詳細については事業者と話し合いのもと決定する予定です。
31		67	第5	4	(6)				c	和え物調理	「・・・ゼリー等のカップ入りデザート(月1～2回)の手作りを想定している。」とございますが、ゼリーを入れるカップにつきまして、カップの調達にかかる費用は貴市あるいは事業者のどちらの業務分担になりますでしょうか。例えば、ゼリーの粉等の食材搬入業者様にご用意いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市の負担にて調達します。
32		71	第5	6	(2)					配膳業務の流れ	現在の生徒用白衣の洗濯後の乾燥方法をご教示ください。家庭用の電気乾燥機などを使用されておりますでしょうか。	配膳室内で自然乾燥しています。

要求水準書(案)に係る質問回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問	回答
33	資料11									配送校クラス数の推計	給食提供食数6,000食/日の施設計画にあたり事業期間中の想定する最大のクラス数は平成39年度143クラスおよび小学校改築時最大想定となる27クラス、合計170クラスを最大想定としての検討で宜しいでしょうか。	クラス数についてはお見込みのとおりですが、給食センターや試食会等でも食器・食缶等を使用する数や予備も含めて、保管庫やコンテナ室等を計画してください。
34	資料15									食器・食缶等リスト	「資料15 食器・食缶等リスト」に配膳室用としてデザート用入れ物とあり、デザート用入れ物は「要求水準(案)に係る質問回答67」に学校直送用とありますので、センターで洗浄・消毒保管などの管理の必要はないとの認識でよろしいですか。	お見込みの通りですが、配膳室にて、不織布により汚れの付着を拭き取り、ペーパータオル等でアルコール消毒等を行い、衛生的に管理してください。
35	資料15									食器・食缶等リスト	献立に対する食缶の最大の組み合わせ数をご教示願います。	1献立において最大5点を想定しています。
36	資料15									食器・食缶等リスト	資料15食器・食缶等リストのNo.18～26に各種食缶が記載されておりますが、コンテナに積載される1日最大の食缶数の想定をご教示ください。	要求水準書(案)に係る質問回答No.35をご参照ください。
37	資料26									献立指示書	炊飯能力の選定にあたり、「資料26 現学校給食センター献立指示書」に中学校分は精白米100g/食とありますが、改築時の小学校への提供分は最大何キロの炊飯量(生米換算)が必要になるかをご提示ください。	中学校分は献立内容により110g/食までを想定しています。改築時の小学校への提供について具体的な予定は立っておりませんので、要求水準書(案)p.9に記載の通り、中学生分量で6,000食の調理能力を有する機械を選定してください。
38	資料26									献立指示書	献立の中で箸・スプーン・フォークの3点同時使用は御座いますでしょうか。	1献立において最大2点の組み合わせを想定しています。
39	資料27									現学校給食センター検収記録簿	新センターにおいても、納品時間等の入荷形態は現センター検収記録簿の内容と同様でしょうか。	要求水準書(案)に係る質問回答No.30をご参照ください。
40	別添資料2									飲み残り牛乳の量	別添資料2 飲み残り牛乳の量を基準に排水処理施設を検討しますが、ここで示された量を大きく超える飲み残しが発生し、提案段階で想定した処理費用を大きく超えてしまう費用が生じる場合には、貴市にてご負担いただけるでしょうか。	提示した量を大幅に超えることは想定されませんので、事業者の負担にて処理してください。

要求水準書(案)に係る意見回答

No	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	意見	回答
1		57	第4	7	(2)	③			a	特別清掃業務	外壁清掃を年1～2回程度行うこととございますが、外壁清掃を要求水準の高頻度で行った場合、外壁塗装面の表面が劣化しやすくなります。 本件の実施頻度については、事業者の提案となりませんか。	要求水準書(案)に係る質問回答No.26をご参照ください。